

会議録

会議名	平成29年度第1回 八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 高齢者計画・介護保険事業計画策定部会	
日時	平成29年4月18日(火) 午前9時30分～11時30分	
場所	八王子市役所 本庁舎 801会議室	
出席者氏名	委員	井出勲、宇田友子、大庭聖子、鏡諭、金沢義幸、島津淳、竹名裕子、多々井克昌、田中泰慶、能勢由紀子、堀米政利、堀間華世、松岡真紀、水野敬生、村上正人、森田二三江、渡邊実 (五十音順)
	事務局	小峰福祉部長、井上福祉政策課長、元木高齢者いきいき課長、溝部高齢者福祉課長、横溝介護保険課長、高橋地域医療政策課長、田島健康政策課長 【福祉政策課】 竹内主査 【高齢者いきいき課】 吉本課長補佐兼主査、政金主査、小西主任、高橋主事、野口主事、守屋主事 【高齢者福祉課】 半田主査、森山主事 【介護保険課】 小澤課長補佐兼主査、釣井主査、実森主任
欠席者氏名	なし	
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 挨拶 3. 委嘱状の交付 4. 自己紹介 5. 会長及び副会長の互選 6. 報告内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) アンケート結果及び調査票について 7. 審議内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後の審議スケジュールについて (2) 高齢者計画・第7期介護保険事業計画の方針について (3) 高齢者計画・第7期介護保険事業計画の体系について (4) 日常生活圏域について 8. 事務連絡・閉会 	
公開・非公開の別	公開	
傍聴人の数	1名	
配付資料名	≪事前送付資料≫ ・資料1-1 「健康とくらしの調査」結果について ・参考資料 「健康とくらしの調査」報告書 ・資料1-2 「高齢者意識調査」及び「要支援・要介護認定者調査」の概要について ・資料1-3 八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会の開催について ・資料1-4 本計画の基本的な考え方(案) ・参考資料 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(出典:厚生労働省) ・資料1-5 日常生活圏域について ≪当日配付資料≫ ・次第 ・資料1-6 計画の体系について ・参考資料 高齢者計画・介護保険事業計画策定部会委員・事務局名簿 ・意見書	

【発言者】	【内容】
事務局 福祉部長	<p>ただいまより平成29年度第1回八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 高齢者計画・介護保険事業計画策定部会を開会する。</p> <p>開会にあたって福祉部長より、ご挨拶を申し上げます。</p>
	<p>本日はご多用のなか、八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 高齢者計画・介護保険事業計画策定部会にお集まりいただき感謝する。委員の皆様には本市の高齢者福祉施策に多大なる協力と理解をいただき、深く感謝する。</p> <p>介護保険制度がスタートして16年間に経過したが、この間、認定者も増加し、現在市内では約2万6千人の方が要支援・要介護認定を受けており、今後も増加が見込まれている。こうしたことから介護予防をはじめ、高齢者福祉施策の充実により一層力を入れていく必要がある。</p> <p>第6期介護保険事業計画では、高齢者や家族が住みなれた地域で、安心して暮らせる地域づくりを目指して、予防、介護、医療、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し推進している。また、平成28年3月からは介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、介護事業者に加え、NPO法人等の地域の多様な主体を活用した訪問サービス等を実施し、よりきめ細かなサービス提供を進めているところである。</p> <p>今回は団塊の世代が75歳になる平成37年を見据え、地域包括ケアシステムを更に推進するとともに、介護保険制度を維持していくための第7期介護保険事業計画を策定していただくこととなる。大変な作業になるが、この計画が市の具体的なサービスの基本給付量を定め、それに基づき、保険料を決定するものであるため、市民にとっては重要な意味を持つとともに、市にとってもその果たすべき方向性を明確に示すものとなる。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりのため、市民の声を反映した利用者本位の介護保険制度とする必要がある。当計画策定部会が円滑に運営され、よりよい介護保険制度とするため、委員の皆様には忌憚のない意見をお願いしたい。</p>
事務局	<p>続いて、委嘱状の交付に移る。</p> <p>今回新たに委員になられた学識経験者の方2名、及び団体からの推薦者に変更があった4名に市長からの辞令書をお渡しする。</p> <p>それでは井出委員、宇田委員、鏡委員、島津委員、堀間委員、森田委員、ご起立願う。</p> <p>井出委員から順に、福祉部長から辞令書をお渡しする。</p> <p>(辞令書交付)</p>
事務局	<p>続いて、資料の確認をさせていただく。</p> <p>(資料確認)</p>
事務局	<p>続いて、本日は新年度の1回目の策定部会であるため、委員も全員揃っていることから、改めて委員及び事務局紹介をさせていただく。</p> <p>まず福祉部長から事務局名簿の順に簡単に自己紹介をさせていただく。</p>
事務局	<p>(自己紹介)</p>
事務局	<p>続いて、井出委員から順に簡単に自己紹介をお願いしたい。</p>
各委員	<p>(自己紹介)</p>
事務局	<p>会長及び副会長の互選に移る。</p> <p>八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会運営要綱第3条に基づき、委員の皆様から会長を互選していただく。ご発議はあるか。</p>
多々井委員	<p>経験のある鏡委員を推薦する。</p>
事務局	<p>多々井委員から鏡委員の推薦があったが、皆様はよろしいか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>鏡委員、ご承諾いただけるか。</p>

鏡 委 員 事 務 局	はい。 それでは鏡委員を会長に選出する。会長席へ移動いただきたい。 鏡委員、就任の挨拶をお願いします。
鏡 会 長	前期も会長を務めさせていただいた。そのご縁で引き続き八王子市の皆様方に喜んでいただけるような、また、高齢者世帯の方が安心して暮らしていただけるような計画策定に努めていきたい。ぜひとも皆様の協力をお願い申し上げます。
事 務 局 鏡 会 長	続いて、副会長の互選となる。ご発議はあるか。 私からだが、第6期の計画でもパートナーとして副会長をお願いした島津委員にお願いしたい。
事 務 局 各 委 員	鏡会長から副会長に島津委員の推薦があった。皆様よろしいか。 (異議なし)
事 務 局 島 津 委 員	島津委員、ご承諾いただけるか。 はい。
事 務 局 島 津 副 会 長	それでは島津委員には副会長席へ移動いただきたい。 島津委員、就任の挨拶をお願いします。 会長とともに第6期から引き続き委員をお任せいただき感謝している。第6期介護保険事業計画からは介護予防・日常生活支援総合事業、それから介護人材育成、特別養護老人ホームの整備等に関して第7期へ課題が持ち越されているので、課題解消に向け尽力させていただくので、よろしくお願ひしたい。
事 務 局	続いて、会議の公開・非公開について説明する。 八王子市社会福祉審議会条例施行規則第4条及び八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針に基づき、原則公開するものとなっている。公開することが適当でないときとは、非公開の決定を行うことになっている。 会議録は要綱第10条に基づき、事務局で調整する。調整後、会長のご署名をいただく。 それでは、ここからは八王子市社会福祉審議会条例施行規則第4条第3項及び第6条第6項の規定に基づき、議事の進行を会長に委ねる。 鏡会長、よろしくお願ひ申し上げます。
鏡 会 長	欠席委員は0名で、開催の要件は満たしている。 本部会は原則公開となっている。本日の傍聴者はあるか。
事 務 局 鏡 会 長	1名の方がお見えになられている。 それでは次第に沿って議事を進めていく。 報告内容の(1) アンケート結果及び調査票について、事務局から説明をお願いします。
高 齢 者 い き い き 課 主 査	資料1-1と「健康とくらしの調査」報告書をご用意いただきたい。 「健康とくらしの調査」は介護保険法第117条に定める基本指針に基づいて、国の示す介護予防・日常生活圏域二一ズ調査として実施する調査になる。第7期では主に介護予防に焦点を当て、要介護状態に至る前の高齢者のリスク、社会参加状況を把握し、地域が抱える課題を特定することで、介護予防・日常生活支援総合事業への活用や本計画策定の基礎資料として活用するものとなる。 調査対象者は平成28年4月1日時点で65歳以上の要介護1～5の認定を受けていない方から8,400人を抽出したものである。 調査方法は郵送法、調査期間は平成28年11月14日から12月5日の3週間で実施した。また、柏市、松戸市、船橋市、横浜市、新潟市、名古屋市、神戸市、福岡市といった大規模市と同時期に調査を実施している。 回収結果は68.5% (5,758票) の回収率となっている。 結果の特徴であるが、以下の表は八王子市と同時期に実施した大規模市との平均を比較し

<p>鏡 会 長 水 野 委 員 高 齢 者 い き い き 課 主 査 高 齢 者 い き い き 課 長</p>	<p>た特徴をあらわしたものである。</p> <p>「虚弱者割合」は大規模市と比較して「80-84歳」、「85歳以上」の区分で高い傾向が出ている。この詳細は参考資料の「健康とくらしの調査」報告書の7ページに掲載されている。7ページの棒グラフを見ると、黒い網掛けの棒（大規模市）よりも白い棒（八王子市）の方が少し飛び出た形となっている。</p> <p>資料1-1に戻って、「閉じこもり者割合」は、「75-79歳」でやや高く、「85歳以上」で高い、「80-84歳」ではとても高いという結果が出ている。詳細は報告書の11ページとなる。</p> <p>裏面、「スポーツの会参加者割合」や「趣味の会参加者割合」、「特技や経験を他者に伝える活動参加者割合」などは大規模市と比較して、参加者割合が高い傾向が出ている。</p> <p>時間の都合から簡単ではあるが、説明は以上とさせていただきます。</p> <p>報告書には圏域別結果や市独自項目の設問に関する結果なども掲載しているので、事務局において引き続き結果を分析しながら、今後の施策に反映していくつもりである。</p> <p>続いて資料1-2の「高齢者意識調査」及び「要支援・要介護認定者調査」の概要を説明する。</p> <p>「高齢者意識調査」では元気高齢者の生活実態やニーズ、市民力・地域力の現状などを把握し、今後の施策検討の基礎資料とすることを目的に実施する。</p> <p>調査対象は平成29年1月1日現在65歳以上で、要支援・要介護認定を受けていない方のうち、先ほどの「健康とくらしの調査」の対象外の方から800名を抽出した。</p> <p>調査スケジュールは5月中旬から6月上旬の約3週間を調査期間とし、その後集計・分析を行い、8月の当部会にて報告を予定している。</p> <p>主な調査項目は、地域包括ケアシステムの5つの要素である住まいや介護予防を中心に就労状況や社会参加状況、看取り・成年後見に関すること、また介護保険制度についての設問などである。また、今回はシルバー人材センターやサロン、定期的な訪問診療（往診）の状況などの設問を新たに設定したので、総合事業への展開や医療・介護連携の検討材料としていきたい。</p> <p>一方、「要支援・要介護認定者調査」では支援が必要な高齢者の生活実態やニーズ、介護保険の利用状況や満足度等を把握し、今後の施策検討の基礎資料とすることを目的に実施する。</p> <p>対象者は要介護認定を受けている方、また要支援認定を受けている方で「健康とくらしの調査」の対象外の方から800名を抽出した。</p> <p>調査スケジュールは「高齢者意識調査」と同様である。</p> <p>主な調査項目は、「高齢者意識調査」と重複するものもあるが、こちらは要支援・要介護認定者の方を対象とすることもあり、介護サービスの利用状況、地域における見守りなどの設問を加えている。</p> <p>「高齢者意識調査」、「要支援・要介護認定者調査」の調査結果については、「健康とくらしの調査」と同様、結果が出次第、当部会で報告させていただく。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、意見や質問等があればお願いしたい。</p> <p>「要支援・要介護認定者調査」であるが、要介護認定者の約8割は認知症といわれている。無作為抽出で調査をするということの効果はどうか。</p> <p>対象者は無作為抽出であるため、認知症の方を除外していないが、そういう方が対象者となった場合は、介護をされている方の代筆も可と考えている。</p> <p>実際には、調査方法が決まっており、家族の代筆やケアマネジャーにご本人の様子を書いていただくような調査である。認知症のご本人がアンケートにすべて記述できないのは、ど</p>
---	---

	<p>この自治体も同様であるが、サービスの利用状況や課題を把握することを目的とした調査ということでご理解をいただきたい。</p>
水野委員	アンケートの記入者が本人ではない場合もあるということか。
高齢者いきいき課長	例えば前回の調査では約45%が家族の代筆によるものである。その他が3.2%あり、これには民生委員や近所の方、ケアマネジャーが含まれていると思われる。
水野委員	もう1点、要介護の1～5の按分だが、特定の要介護度に偏ることはないか。要介護度によってニーズは異なるわけだから、そのニーズのバランスをどう捉えるのか。
高齢者いきいき課主査	800名のサンプル数であれば、基本的には市内の平均の要介護度がバランスよく配分される。確かに100回配分すれば5回程度は偏りのあるバランスになることもあるだろうが、そのうちの95回は平均に近いバランスとなるので、市内の平均と大きく異なることはない。
鏡会長	基本的に無作為抽出だから、要介護度の分布と同じバランスになるという想定であろう。そうすると、軽度の方が多くなるか。
高齢者いきいき課主査	市内には要介護1、2が最も多いので、比較的そちらの方が多くなるだろう。
鏡会長	一般的なモデルになるという想定で抽出をする、それがどのような意味を持つのかというのは、今は言及できないのだろうが、調査の際に目的を明確にさせていただいた上で実施願いたい。
田中委員	ほかにどうか。
田中委員	資料1-2に「要支援・要介護認定者調査」の調査スケジュールが1.(2)と同じとあるが、1.(3)の間違いでないか。
高齢者いきいき課主査	そのとおりである。大変失礼した。
鏡会長	続いて審議内容(1)今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。
高齢者いきいき課主査	資料1-3、八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会の開催についてをご覧ください。
	平成28年度は2回、10月と1月に計画に関する情報共有を中心とした会を実施した。3月に第3回の会議が予定されていたが、計画策定の内部決定で遅れが生じたこともあり、中止とさせていただいた。その節は大変失礼した。それに伴い、今年度の開催日程は表のとおりであるが、各会の審議事項の見直しについて、3月で行うものが4月以降へと後ろ倒しになっている。
	開催回数は1月の資料では7回であったが、8回とさせていただいた。
	また審議事項は1月の部会で扱った第7期の計画における論点でいただいた意見と、2月17日に行われた計画策定部会の上部組織にあたる高齢者福祉専門分科会での意見を基に調整した構成となっている。
	右の審議事項(案)であるが、第2回では地域包括ケアシステム、第3回では介護人材、認知症、施設整備、第4回では医療・介護連携、また第6回では市民力・地域力、第7回ではサービス見込量の審議を予定している。
	また、国会で介護保険法の改正案が4月12日に可決されたので、今後社会保障審議会・介護保険部会の中で文案の検討がなされた後、全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議が開催され、そこで国の基本指針案が示される予定である。正式な告示は今年の秋口の予定となっているので、情報を得次第、報告させていただく。
鏡会長	事務局の説明のとおり、審議事項やスケジュールは概案であろう。改正案は4月12日に衆議院で可決、いわゆる強行採決という形となったもので、現在は参議院に回っている。その状況を注視しながら、この計画を進めていく流れとなる。
田中委員	表にある2つの予備回はどのような扱いのものか。

<p>高齢者いきいき課主査 田中委員 高齢者いきいき課主査 田中委員 高齢者いきいき課主査</p>	<p>審議が尽くされない場合という意味で、予備回を設定している。</p> <p>つまり審議が不十分で、予備回をすべて行うと全8回ではなく、全10回となるのか。</p> <p>10月31日の第6回の予備としては、第6回で審議しきれなかった場合という意味もあるが、第5回まででも不足の部分が生じたときは、第6回の予備回で整理したいと考えている。</p> <p>第7回の下の子予備回についてはどうか。</p> <p>そちらはサービス見込量の関係や国の情報の出方を勘案しながらと考えているところである。内容の審議はパブリックコメントを出す前までにあらかじめ決まるので、基本的にはサービス見込量、保険料の話があれば12月、1月で埋めていきたいと考えている。</p>
<p>水野委員</p>	<p>11月の第7回で予定されているサービス見込量等についての審議だが、地域密着型サービスや施設の整備等々を新たに第7期で加える場合、例えば市単独の介護報酬の審議はこの部会で行うのか。それとも別の部会が行うのか。</p>
<p>介護保険課 課長補佐</p>	<p>国の報酬改定自体は年明けでないといけないので、実際の金額と具体的な保険料は最後の報告という形まで確定させることはできないだろう。ただし、11月には国の「見える化システム」を活用し、今回第7期では向こう3年間の見込量を推計することとなっている。上半期の実績まで反映した形で、自然体での伸び率、それに当部会で議論した施設整備の状況を反映した形で提示する予定である。</p>
<p>水野委員 鏡会長</p>	<p>市単独の報酬等は議論の中で反映できるもの、それと報酬改定の影響があるものは、一部提示しきれないものが出る場合もあるかと思われる。</p> <p>いずれにしても、この部会のどこかで議題として審議されるという理解でよろしいか。</p> <p>介護保険制度は給付と負担の関係で成り立っているので、給付量が明確になれば、粗々では算定すべき保険料は出てくるだろう。前回は10月ぐらいのタイミングで粗々の数字を出していただいた記憶があるので、もし可能であれば同様に概算を出していただいた方が判断しやすい。</p>
<p>介護保険課 課長補佐</p>	<p>会長のおっしゃるとおりである。前回は概算は示しているの、今回も同様にさせていただく。</p>
<p>鏡会長 高齢者いきいき課主査</p>	<p>続いて審議内容(2) 高齢者計画・第7期介護保険事業計画の方針についてに移る。</p> <p>資料1-4の本計画の基本的な考え方(案)と参考資料の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料をご用意いただきたい。</p> <p>まず3月10日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料に基づき、4月12日に可決された介護保険法の改正内容について、各担当から説明させていただく。</p> <p>スライドの1番、資料では3ページに「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律案のポイント」となる5つの柱が、大きくⅠとⅡの2つに分類されて記載されている。</p> <p>Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進の括りとしての1点目は、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化を図るものとなっている。2点目は医療・介護の連携の推進等で、新たな介護保険施設の創設等を行うものとなっている。詳しくはこの後のスライドで説明をさせていただく。3点目は地域共生社会の実現に向けた取組の推進等となっている。</p> <p>Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保の括りとして、通しの4点目、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割としてお願いするもの、5点目は介護納付金への総報酬割の導入ということで、平成29年度8月からの施行となっている。全体としては、平成30年4月の施行予定となっている。</p> <p>スライドの下側、1点目の保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進である(資料は3ページ中央)。地域包括ケアシステムを推進するとともに、将来に向けて制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がそ</p>

高 齢 者 い き い き 課 主 査	<p>の有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を更に進めることが必要となっている。こうした取組にすべての市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組んでいくために、①データに基づく地域課題の分析を行って、取組内容や目標を介護保険事業計画に落とし込んでいくということ、②は取組内容に適切な指標を設定し、その実績評価を行うこと、③はこれを促進するためのインセンティブを付与することとし、こうした仕組みを法律で制度化することとなったものである。</p> <p>3ページ右側に先進的な取組を行っている和光市と大分県の事例が紹介されている。認定率の低下、保険料の上昇抑制など、かなりの効果が上げられている部分もあるという話が説明会であった。こうした事例では市町村はもとより、それを支えている都道府県が重要な役割を果たしていることもあり、都道府県による保険者支援の強化という説明があった。</p> <p>引き続き、2点目の新たな介護保険施設の創設について説明する（資料は4ページ）。</p> <p>今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため3つの機能、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」、「看取り・ターミナル」等の機能、「生活支援」としての機能を兼ね備えたものという形になっている。</p> <p>その概要であるが、名称は転換前の名称が使用可能である。表の下にあるように、現行の介護療養病床の経過措置期間は6年間延長、具体的な介護報酬、基準、転換支援策は今後、国で引き続き検討がなされる。</p>
福 祉 政 策 課 主 査	<p>3点目、地域共生社会の実現に向けた取組の推進の「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備について説明する（資料は4ページ中央）。</p> <p>福祉政策課では平成29年度に地域福祉計画の策定を予定している。以下3点の項目は地域福祉計画に密接に関連するものである。</p> <p>1点目「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定であるが、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な生活支援状況について、縦割りや支え手という関係を超えて住民や福祉関係者が我が事として捉え、課題の把握及び関係機関との連携等によって丸ごとつながられるような施策を目指すということで、地域福祉計画の中でも策定・検討していきたいと考えている。</p> <p>2点目、この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定という部分だが、例えばその下の箇条書きの1つ目の、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備などの具体的な取組の事業についても地域福祉計画の中で策定していきたいと考えている。また、箇条書きの2つ目、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的な相談に応じるということについても、市や社会福祉協議会では常に取組を行っている。地域福祉推進拠点といった総合的な地域の身近な相談施設の事業を推進する、また、そうした施設の具体的な機能も、地域福祉計画の中で決めていきたいと考えている。</p> <p>3点目も地域福祉計画の充実ということで規定しているので、同様に別の専門分科会で議論していく。</p>
高 齢 者 い き い き 課 主 査	<p>続いて、その下の新たな共生型サービスの位置づけであるが、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付けるものである。例えば障害福祉サービス事業所であれば、介護保険事業所の指定を受けやすくする特例を設けていくもので、指定基準等は平成30年度の報酬改定に合わせて検討していくとのことである。</p>
介 護 保 険 課 長	<p>4点目、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しについて説明する（資料は5ページ）。</p> <p>世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者</p>

介護保険課 課長補佐	<p>のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とするということである。ただし、高額介護サービス費があり、月額の利用料が44,400円を上限としてそれを超えた場合は、後から支給で戻す制度がある。</p> <p>3割負担となる基準は、年金等の収入等が340万円以上の方と考えられている。</p> <p>資料最後の5点目、介護納付金における総報酬割の導入であるが、本改正は介護保険事業計画で触れる予定はないが、今回の法案改正に含まれているので説明する（資料は5ページ中央）。</p> <p>介護納付金における総報酬割は40～64歳までの第2号被保険者の保険料である。各医療保険者が各々の加入者から徴収し、社会診療報酬支払基金へ納付するものが介護納付金となる。従来では各医療保険者が介護納付金を各保険者一人いくらという形で負担する人数按分で算定されていた。しかし、各医療保険者の加入者の所得水準によって保険者格差が生じていたので、介護納付金の算出する仕組みを改めるものである。なお、この見直しは第2号被保険者の保険料の負担方法の変更であり、第1号被保険者の保険料に変更はない。</p>
高齢者いき いき課主査	<p>続いて資料1-4をご覧ください。</p> <p>以上の国の動向を踏まえ、また、第6期までの流れを勘案しながら、八王子市の第7期の基本的な考え方としては、結論からいうと「地域包括ケアシステムのさらなる浸透と強化」を進めていきたいと考えている。</p> <p>第6期からスタートした八王子市の地域包括ケアシステム推進プランであるが、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、高齢者が地域で安心して暮らせる体制を整備する計画として策定し、第9期までの9年間、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築していくものである。資料の図にあるとおり、第7期は「広がりある事業の展開」を進めていく計画となっている。</p>
鏡 会 長	<p>資料1-4の一番下の囲み部分にあるように、第7期の計画では、高齢者の自立支援及び要介護度の重度化防止を念頭に、地域福祉計画や保健医療計画との整合を図りながら、一体的な地域包括ケアシステムの発展を目指していきたいと考えている。</p> <p>その上にある「重要な論点」だが、前回の1月にいただいた意見を踏まえ、6点挙げている。これらを重要な検討項目として今後部会で検討していきたい。</p> <p>介護保険事業は法律に基づいて運用されており、国の動向の影響を受けることから、今、参議院で議論している「地域包括ケアシステムの深化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の説明もあった。</p>
島津副会長	<p>それでは、皆様からの意見・質問をお願いしたい。</p> <p>全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料で4点質問がある。</p> <p>1つ目は3ページの中央の右側の図に、全国、和光市、大分県の要介護認定率の推移のグラフがあるが、八王子市のケースが知りたい。</p>
介護保険課 課長補佐 島津副会長	<p>第5期の頃は、認定率は右肩上がりでも推移していたが、現行の第6期では17.6%で、この2年間はほぼ横ばいの状況である。</p> <p>2つ目は4ページ中央、2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定の3つ目の箇条書きに、生活困窮者自立相談支援機関等とあるが、八王子市には生活困窮者自立相談支援機関は実在するのか。</p>
福祉政策課 主 査 島津副会長	<p>市では平成27年4月に福祉部に生活自立支援課を設置し、生活困窮者自立支援相談等の対応を進めている。</p> <p>3つ目、4ページ下の新たな共生型サービスの位置づけであるが、65歳以上の障害者の方が在宅サービスを利用する場合、市町村の判断によってということであるが、八王子市では介護保険を勧めているのか、それとも障害者総合支援法に基づくサービスを勧めているのか。</p>

介護保険課 課長補佐	<p>か。</p> <p>65歳以上の障害をお持ちの方のサービス提供は、原則では第1号被保険者の資格を有することになった場合、介護保険を優先して勧めているが、強制ではない。まず訪問介護や介護保険側でサービス提供が用意されているものは介護保険を優先する。そのほか、障害のみのサービス提供となる種別では障害者のサービスを提供する、というように制度間で優先度を考慮する。</p>
島津副会長	<p>最後は5ページ上、4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しで、年金収入等340万円以上の方の自己負担を2割から3割にということであるが、それは八王子市の介護保険財政にどの程度寄与するのか。日本福祉大学の二木立（にきりゅう）さんという先生によれば、全国的にいうとほぼ寄与しないとのことである。負担を上げるための厚労省の口実ではないかといっている。負担割合を拡大することで市の介護保険財政にどの程度寄与するのか、雑駁で構わないので教えていただきたい。</p>
介護保険課 課長補佐 鏡会長 水野委員	<p>第7期の推計はまだできていないが、ご指摘のとおり、介護保険財政に大きな影響となるものではない。</p> <p>ほかにはどうか。</p> <p>3ページ中央、Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保に関して、介護人材の不足は深刻である。個人的には、財政破たんの前に人材不足により地域包括ケアシステムが破たんすると思っている。その緊急性や危機感を、八王子市としては具体的にもっと強く打ち出すことも必要なのではないかと感じている。介護人材は全国で24、25万人の不足といわれているが、そのうち八王子市での不足数が私たちにまったく見えない。この計画の審議会スケジュールでは、人材育成の審議が1回しかない。私は危機感を持って会議に臨み、計画を立案する必要があると感じているが、その点は事務局としてどうお考えか。</p>
高齢者いき いき課主査 水野委員	<p>確かに市内における介護人材の不足は正確に把握できていないのが実情である。東京都全体では3万5千人という数字が出ていたと思われる。今後の調査で不足している人数やどのような人材が不足しているのかといったことを把握する必要があると考えている。</p> <p>そこが把握できていないのに、人材確保とってしまうのはいかがなものか。サービス量の決定には、サービス量に応じた人材確保がカギとなる。それを明確に把握して実施していかなければ、それこそ絵に描いた餅になりかねないのではないかと。</p>
鏡会長	<p>介護保険制度のそもそもの理屈からいえば、かつての制度と違って、報酬は国で決めるという話である。それに対して事業者が参入して事業を行うという構造になっているので、保険者として何ができるかということになるだろう。そういう意味で、今後具体的な策は講じられると思うが、果たしてそれがどの程度効果が出るものか疑問が残る。</p>
高齢者いき いき課主査 水野委員	<p>もう一つ、事業者にとってどのような資源があれば助かるのかということもアンケート等で把握していく必要がある。今後の調査の中で議論していくという方向でどうだろうか。</p> <p>事業者のニーズは、調査の中で把握していけたらと考えている。</p>
島津副会長	<p>そのようにしていただけると非常にありがたいが、例えば北区では都立高校で介護の学科を作って介護職を集めるという手立てを実施している。そういう意味では八王子市は第6期に人材確保にそれほど力を入れたという印象がない。人材難が危機的状況であることは間違いないので、事業者の努力は当然であるが、行政側の積極的なバックアップもより望まれることである。人材難が故に、介護保険制度の持続不可とならぬようご尽力いただきたい。</p> <p>第6期でも介護人材の議論は行われた。ただ、考え方として、介護人材の確保自体は国の責任で実施されるべきではないかというのが1点あった。また、他の市町村、例えば町田市の介護人材センター、世田谷区や練馬区などがどのような介護人材施策をしているのか調査したのだが、有効なものではなかった。ただ、それから3年間が経過し、各市町村ではさま</p>

高 齢 者 い き い き 課 長	<p>ざまな形で介護人材施策が進められているようだ。報道によると「介護福祉士国家試験受験資格である介護実務者研修のハードルが高く」、特にその研修費は約10万円から16万円程度必要となることから、受験する人が減少している。そこで介護実務者研修に市町村が補助金を出している事例もある。そのあたりは事務局で、他市がどのような施策をしているのか丁寧に調査していただけるとよい。</p> <p>もう一つ、どのような調査方法による数字か不明だが、東京都では3万5千人の人材不足ということで、そこから八王子市の不足分が引っ張り出せないかどうか検討していただきたい。</p> <p>介護人材の話は確かに前回も前々回も出ている。推計の方法を調べてみたが、東京都や国の方法が八王子市にも適用可能か不明だが、基本的にはこちらでも推計を試みたい。推計にあたって考えているのは、どこの部分で人が足りなくて、それに対してどのような支援が必要かということもあるのだが、逆に事業者はどのような部分を努力されているのか、それを市内にどう広めていくのかという情報も必要である。そこで八王子市としては、第7期の計画に向けて、事業者に市内に定着していただけるような方策を中心とした議論をしていきたいと考えている。</p>
水 野 委 員	<p>また、最近気になった情報では、東京都が出している介護人材確保の支援策がほとんど使われていないという話が入ってきている。場合によっては、市の独自の部分は市内事業者に定着していただけるような支援に特化して行って、国や都道府県が行っている動きや補助金をどうすれば事業者に広められるのかといった仕組みがまず重要であると考えている。まだこの後の議論になってしまうが、構わずご意見を寄せていただきたい。</p>
村 上 委 員	<p>東京都では昨年11月に1千万円以上かけて人材支援の施策を打ったが、個人的にはそれはあてにできないと思っている。やはり、八王子市は八王子市なりの施策で実施していただいた方がよい。</p>
村 上 委 員	<p>実際今、特別養護老人ホームが減少していつている状況で、低所得者が入所可能な特別養護老人ホームは待機者が独占状況である。今、要介護度4、5で在宅介護が破たんした家族は、民間の無届けの高齢者アパートで、ほとんど介護なしで過ごすようなところにやむにやまれず預けている。都内に至っては、認可を取得したサービス付き高齢者向け住宅がつぶれて、結果無認可の高齢者住宅になっている。結局、介護者がいないのだからどうしようもないという状況のようだ。八王子市でも、最近は年間何百床という単位で多床型の特別養護老人ホームが減少しており、代わってユニット型が増えてはいるのだが、費用が高い。そうした中、毎回介護保険が論議の中心となっているが、第5期から委員として参加している私の感覚では、もう介護保険は限界なのではないかと思える。今回は高齢者計画も含まれているが、高齢者計画と介護保険事業計画は別次元で論議した方がよいのではないかと。介護保険に頼っていても年々悪化しているというのが、介護施設の経営者としての実感である。その一部として介護人材とか報酬改定があるのだが、そういう考え方はダメだろうか。</p>
鏡 会 長	<p>従来措置制度とは異なり、介護保険制度では報酬や処遇の話は、常について回る問題であり、事業者や市民にとっては負担の多い制度となっている。それが人材不足や介護離職、もっと言えば介護殺人の問題につながっていく実態がある。そうした問題に対して、地方行政の八王子市として、どこで一定の線を引くのかというのは大変悩ましい問題である。</p> <p>一つは国全体、ナショナル・ミニマムとして行われている制度の中でのサービスの給付と負担の関係、もう一つは八王子市、ローカル・オプティマムとしてのサービス提供のあり方、これらをどう調整つけるのかということがこの計画であると思う。そこは事業者から必要としている支援を聞く必要もあるだろう。ただし、その調整がつかなくなって、介護報酬が下がってくれば、この第7期での話ではないが、将来的には従来の措置制度で行われていたような、国</p>

高 齢 者 い き い き 課 長	<p>の基準額に市町村がそれぞれ超過負担をするという話も議論として出てくるかもしれない。そういったことも含めて八王子市としてはどう考えているか、あわせて市民や事業者の皆さんの考えをどう第7期に盛り込むのかというのが、今後必要とされる話かと思われる。</p> <p>市の独自の報酬改定や人材不足の関係は、ご指摘のとおり介護保険料に跳ね返らない施策の方が多。従って、高齢者計画で位置付けて特別な措置を考えるというのは、可能性としてはあるだろうが、振り返ってみると介護保険事業計画は3年おきに策定するが、毎回介護保険制度の改定がギリギリで決まっている。同時に走らせているため、結果、高齢者計画で何かを考えようとすると、その後になってしまって計画に掲載できないという構造になりがちである。従って、今回の第7期もまた同じタイミングで策定するしかないのだが、計画の運用段階で、高齢者計画は多少フレキシブルに議論や対応が取れるようにしていくのがよいのではないかとというのが、計画全体に対する現段階での印象である。</p>
鏡 会 長	<p>今の話のとおり、基本は第7期の介護保険事業計画であるが、ただし、その先として、独自の施策を八王子市として打てるのであれば、高齢者計画の中で打ち出していく。そういう意味では高齢者計画と介護保険事業計画は別物ではなく、関連したものとして考えていく方がよいかもしれない。</p>
高 齢 者 い き い き 課 長	<p>最終的には計画書の中で、実施する事業はそれぞれ帰結するわけであるが、例えば制度改正がある程度見えて、その後対応を練る必要があるものは、それをどのように議論するのかという事業の立て方をしてもよいのではないかと現段階では考えている。</p>
鏡 会 長	<p>それと人材の確保や報酬の関係は、国が考えて報酬設定をしているので、市町村として限られたことではあるが、八王子市としてできることは当部会でも議論していきたい。</p>
高 齢 者 い き い き 課 長	<p>確かに八王子市の第6期計画では、介護人材のトピックが大きく取り上げられていない。第6期の策定時点では、国や都道府県の施策がまだ大きく動いていなかったこともあって、多少控えめに、だけれども逃さぬようにと期待していたのだが、実際はその後、八王子市では都内の区市町村と比較して、さまざまな施策を打ち出した方である。</p>
田 中 委 員	<p>第7期の計画を策定する前提として、これまでの積み重ねてきた第6期までの計画策定・運用における課題を抽出し、会議に参加する全員の共通の認識とした方がよい。</p>
高 齢 者 い き い き 課 主 査	<p>第6期の計画は、庁内で毎年度事業評価を実施しており、その取りまとめは、昨年10月の部会で平成27年度までの分として提示した。平成28年度の事業評価は今後整理していく予定であり、取りまとめが済み次第、皆様に提示したい。</p>
堀 間 委 員	<p>地域包括ケアシステムに関しては、これまで行政と少数の専門職のみといった頂点の部分だけで議論が行われているような状態であったが、今後は市民の力をいかに引き出していかかという方向に早急に舵を切る必要があると感じている。</p>
福 祉 政 策 課 長	<p>全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料の4ページ中央、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念があるが、その「我が事」として考えられるよう、市民活動の方と専門職の方々をつなげていく仕組みづくりが必要である。その点はどう考えられているのか。</p> <p>「我が事・丸ごと」の国の方針は、地域包括ケアシステムの充実という考え方が根底にあると思われる。そうした中、地域の人材をどのように発掘・育成して活用していくかという課題は、現在、並行して地域福祉専門分科会でも議論を始めたところである。地域福祉専門分科会では地域人材の活用が主要な議題の1つであり、社会福祉協議会にも関わる問題となる。ただし、まだ議論の最中であり、具体的な施策を打ち出すまでには至っていない。</p>
島 津 副 会 長	<p>協議体は今どうなっているか。生活支援体制整備事業のガイドラインには、協議体を通じてニーズを発掘し、日常生活支援総合事業の担い手の養成が盛り込まれているが、八王子市の協議体の設置状況や動きを教えてください。</p>

高 齢 者 福 祉 課 長	<p>平成28年度から、生活支援コーディネーター第2層については社会福祉協議会に委託し、市内6圏域に1名ずつ配置している。各圏域において協議体を平成28年度では2回開催した。</p> <p>その内容は親会議である高齢者あんしん相談センター運営部会で吸い上げ、課題の共有をし始めたところである。</p>
竹 名 委 員	<p>全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料の3ページ中央右の図、和光市が行っている先進的な取組の内容とは具体的にどのようなものか。</p>
高 齢 者 い き い き 課 長	<p>基本的には介護予防の取組を全面的に推進しているものである。口腔ケアを含む身体機能の低下予防を進めることで、要介護状態の進行を遅らせ、認定率の減少につなげる。それが介護保険料の抑制にもつながるといった結果が出ているという状況のようである。</p>
竹 名 委 員	<p>その具体的な介護予防の方法をご存じか。</p>
高 齢 者 い き い き 課 長	<p>個別の部分での詳細は不明だが、基本的には介護予防の考え方や把握の方法の部分で工夫されているようだ。ただし、その取組がそのまま八王子市にも適用できるかどうか気になるところである。今度、和光市へ視察訪問するので改めて報告する。</p>
鏡 会 長	<p>介護予防とはいつているが、要支援の人たちに介護保険の給付ではなく、和光市独自で行っているサービスを利用していただくような方針である。できるだけ介護保険サービスを使わず、他のサービス利用を促している。あわせてケアマネジメントを行った場合も、それが第三者から見ても適切かどうかを評価して、必要であれば見直しを行う。その理由は、給付の縮減である。できる限り給付を縮減すれば、結果的に介護保険料も安くなるのは確かであるが、モデルとなっている和光市や大分県の手法が、本来の介護保険制度の趣旨からして果たして適当かという議論もあって、これについての評価はさまざまだろう。</p> <p>それでは続いて、審議内容（3）高齢者計画・第7期介護保険事業計画の体系について、事務局から説明をいただく。</p>
高 齢 者 い き い き 課 主 査	<p>資料1-6の計画の体系についてをご覧ください。</p> <p>資料に示した体系図は第6期の計画のものである。第7期では大きな変更をせず、第6期の計画を踏襲して構築していきたい。</p> <p>基本理念は、「健康で笑顔あふれる、ふれあい、ささえあいのまち」、基本目標は「高齢者が心豊かに暮らせる市民生活の推進」、「高齢者が生きがいを持ち安心できる地域づくり」で、基本理念も目標も市の総合計画である八王子ビジョン2022で示している都市像及び基本施策にあわせ、市全体で目指す方向を一致させている。なお、今年度、その基本計画の中間見直しが予定されており、変更があれば、こちらの第7期の計画にも反映させて整合をとっていく。</p> <p>事業の柱は3つに分類している。こちら基本計画の施策と整合を取っているため、基本計画に変更がなければこのままと考えている。</p> <p>個々の取組であるが、例えば1-1 地域のみんなで支えあうためには、①地域のネットワークの充実、②高齢者を見守る体制の充実、③高齢者の災害時支援体制の充実の3本がぶら下がる。このような形式で取組については大分類と小分類の2段階で構成されている。</p> <p>なお、第7期では点線で囲んだ小分類を整理し、よりシンプルでわかりやすい構成としていきたい。また、大分類では現在1-1から3-3までの10分類となっているが、項目の取り方や数は当部会での議論を踏まえて整理・検討していく。</p>
鏡 会 長	<p>ただいまの説明に対して何か意見、質問等があればお願いしたい。</p>
水 野 委 員	<p>人材確保の記述が具体的ではないし、それでは確保は困難ではないか。ここは今後整理されるということだが、それならば人材確保という項目がなぜ大項目に入っていないのか。</p>
高 齢 者 い き い き 課 長	<p>今回、事務局としては全体の考え方と体系が整備できればという趣旨であったのだが、資料1-4の資料に重要な論点があり、大雑把に言えばこれが総合計画上の19の基本施策に</p>

	<p>該当するものである。ただし（４）の施設整備は重要な論点であり、かつここで議論いただきたい重要なものなので、施設整備はここに書いているが、計画上の基本的な取組方針には乗らないかもしれない。そこで介護人材の確保・定着・育成などがクローズアップできればと考えているところである。</p> <p>翻って水野委員から指摘があったとおり、計画の体系の一番細かい部分は、どのようにすれば事業がわかりやすいのかというガイド的な位置付けとなっている。従って、ここはよりわかりやすく事務局で工夫し、場合によって表示しない方が見やすくなるのであれば外した方がよいかというのが提案の趣旨である。ただし、骨格にあるのは総合計画の目標から個別計画に降りてきて、相互に連動していることから大分類に変更はないが、それぞれの計画でクローズアップするところは重点項目などに代えさせていただき、そこに取組が集中できればと考えている。</p>
水野委員 鏡会長	<p>ぜひとも反映していただけるようお願いしたい。</p> <p>今の説明のとおり、上位計画との関係があるので、当然整合が必要な部分もある。ただし、当部会で協議をした上で方向性を出せるものもあるので、今の指摘の部分はぜひ考慮していただきたい。</p>
島津副会長 高齢者いき いき課長	<p>先ほど事業者調査について、事務局側から話が出たが、効果的な調査方法があるのか。</p> <p>仮に人材確保に限ってクローズアップするのであれば、ヒアリング調査が適切かと思われる。これまでは市内の全事業者に網羅的に聞いてきたので、やや焦点がぼやけてしまっていた。従って、事業者へのヒアリング調査では的を絞った質問内容を整理して、改めて相談したい。具体的な内容には踏み込めていないが、今その方法で詰めていきたいと考えている。</p>
島津副会長	<p>水野委員にお聞きするが、今、高齢者福祉施設協議会などにも介護人材不足の調査をされているのか。</p>
水野委員	<p>介護人材の関連では前年度に実施したが、約7割の事業者で人材不足という結果が出ている。それと現在、高齢者福祉施設協議会で緊急の人材不足のアンケートを行っており、実際の人材の状況、不足している場合の対応方法、運営における人件費の割合などを聞いているところである。</p>
島津副会長	<p>可能であれば、中間報告的なものでも構わないので、この部会に資料の提供をお願いできないか。</p>
水野委員 鏡会長	<p>承知した。</p> <p>計画の体系について、ほかに意見等がなければ先へ進む。</p> <p>審議内容（４）日常生活圏域について、事務局より説明をいただきたい。</p>
高齢者福祉 課主査	<p>資料１－５をご用意いただきたい。</p> <p>日常生活圏域とは、市町村介護保険計画において、地理的条件や交通事情等を勘案して定める区域のことで、国では概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域としている。</p> <p>八王子市における日常生活圏域は、第4期で12圏域、第5期で15圏域、第6期で17圏域と設定し、順次増加してきている。なお、第6期の計画で2025年度までには21圏域を目指すとしたところである。</p> <p>21圏域とした理由は、八王子市では日常生活圏域1圏域につき、高齢者あんしん相談センターを1つ置くこととしており、高齢者あんしん相談センターは、民生・児童委員と連携した取り組みが重要であるということから、民生・児童委員協議会の活動地区とあわせるため21圏域と設定した。2025年度までの8年間で残り4箇所の増設が必要であるため、第7期の計画期間中に1から2箇所の設置を目標としている。日常生活圏域の考え方も、第6期で決定したものを踏襲して進めていきたい。</p>
鏡会長	<p>ただいまの説明について質問や意見があればお伺いしたい。</p>

宇田委員 高齢者福祉課 主査	<p>民生・児童委員協議会の区分は20だが、1つ多いのは何か。</p> <p>ご指摘のとおり、協議会の区分は20であるが、そのうち1圏域は地理的状況及び人口の状況から分轄したことにより21となったものである。</p>
宇田委員 高齢者福祉課 主査	<p>それはどちらの圏域か。</p> <p>元八王子の圏域で元八王子と、もとはち南の2つの圏域を設定している。</p>
福祉政策課 課長	<p>圏域の考え方は、現在の計画では第6期の計画で17圏域まで設定し、将来的には民生・児童委員の活動地区の20地区+1地区の21圏域という方針で進められている。ただし、一方では福祉に関する圏域だけではなく、市全体として市の圏域見直しという動き、例えば中学校区、あるいは市民センターの区域などにあわせるといった動きも出てきている。当部会では現段階の21圏域を前提に議論いただきたいが、市全体の圏域見直しも一方で進められていくので、あるタイミングでは圏域の部分で議論をいただく必要もあるかもしれないことをご承知おき願いたい。</p>
田中委員	<p>以前から高齢者あんしん相談センターの圏域は議論がなされてきた。中学校区の話もあってこちらは理想的であるが、市民センターによる区分では、中心市街地に設置されていない。当面は民生・児童委員協議会の21圏域を対象に考えた方が、より現実的ではある。そのあたりを踏まえて検討する必要がある。</p>
高齢者福祉課 主査 鏡会長	<p>現段階では、圏域を変更するという方針が決定されたわけではないので、まず当部会では、民生・児童委員協議会の圏域を原則として議論いただきたい。</p> <p>ほかに意見や質問はあるか。</p>
事務局	<p>(特になし)</p> <p>それでは審議については以上とする。</p> <p>事務局から事務連絡をいただきたい。</p>
事務局	<p>(事務連絡)</p> <p>※次回日程：平成29年5月30日(火)、午前10:00より、801会議室にて最後に審議内容を整理したい。</p>
高齢者いきいき課 課長	<p>過去2回の議論では、第7期の計画における事業的な目玉は介護人材の関係が1つあるということ。それと地域包括ケアシステムに関し、市民に対して危機意識的なものも含めて広く周知、要は地域包括ケアシステムの骨格を埋めるような周知ができればということが挙げられた。</p>
島津副会長	<p>本日の議論では、介護人材の関係では、今後行う事業者向けの重点項目調査の関係を進めたいと考えている。</p> <p>施策体系については、大枠は了承いただけたということで、以降進めていく中で、事務局で文言の調整等があるが、その都度で皆さんに確認をいただいでいく。</p>
	<p>日常生活圏域はまだ議論の先が見えないが、今回の計画では現行の圏域のまま進めさせていただきたいということをご承知おき願いたい。</p>
	<p>最後に、「高齢者意識調査」と「要支援・要介護認定者調査」は、スケジュールからするとできる限り速やかに事務局で作成して対象者の方をお願いをしていきたい。例えば、何か設問の案があれば、意見書等でお寄せいただき、意見の反映等については事務局預かりということをご承知おき願いたい。</p>
	<p>要望であるが、事業所調査の設問項目作成においては、水野委員等にも意見をいただいで欲しい。</p> <p>今、協会で実施されているアンケートの中間結果をこちらの部会で反映させていただきたい。双方向から八王子市の介護人材を地方分権で考えていければと思う。</p>

高齢者いきいき課長	言葉足らずで失礼した。重点項目調査については次回お話しをさせていただく。本日概要をご覧いただいた「高齢者意識調査」と「要支援・要介護認定者調査」はこの骨子で進めさせていただきたいということである。
鏡会長	ほかになれば、以上で本日の会議は終了とする。
会議録署名人	平成29年7月18日 署名 鏡諭